

平成28年度第2回情報選定専門委員会の報告

題名	主な情報源の種類	情報収集の視点			④検討に見合う情報か	⑤総合的な検討の必要性	⑥緊急な情報提供の必要性	判定結果
		①健康被害の未然防止	②危害の拡大防止	③正しい情報提供				
1 生又は加熱不十分の食肉等による食中毒予防について	都内発生事例		○	○	○	○	○	○

《判定の視点》

I ①、②、③それぞれについて、該当すると思われるものには「○」、該当しないと思われるものには「×」、どちらとも言えないものは「△」を記入

① 健康被害の未然防止の視点

現在、健康被害は生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生状況などから、将来、都民への影響が考えられる。

② 危害の拡大防止の視点

以前から危害が知られていたり、あるいは、危害は顕在化していないが健康被害の端緒が見られており、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性がある。

③ 都民への正しい情報提供の視点

リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないために、都民生活に不安や影響を及ぼす恐れがあることから、正しい情報提供が必要である。

II ①～③のいずれかに「○」がついた場合、④についても検討

(①～③のいずれにも「○」がつかなかった場合は、④以降の作業は行わない。)

④ 評価委員会での検討に見合う情報であるか(量・質等において)

国や海外等における対応状況や情報源の信頼性等を判断の要素として「○」か「×」を記入

III ④で「○」がついた場合、⑤、⑥についても検討

⑤ 評価委員会で総合的な検討を要する情報か(情報提供の方法の検討を含む。)

⑥ 緊急な情報提供の必要性があるか(特に都民に対し)

情報提供の必要性について、情報の質、都民生活との関係等を判断の要素として「○」か「×」を記入